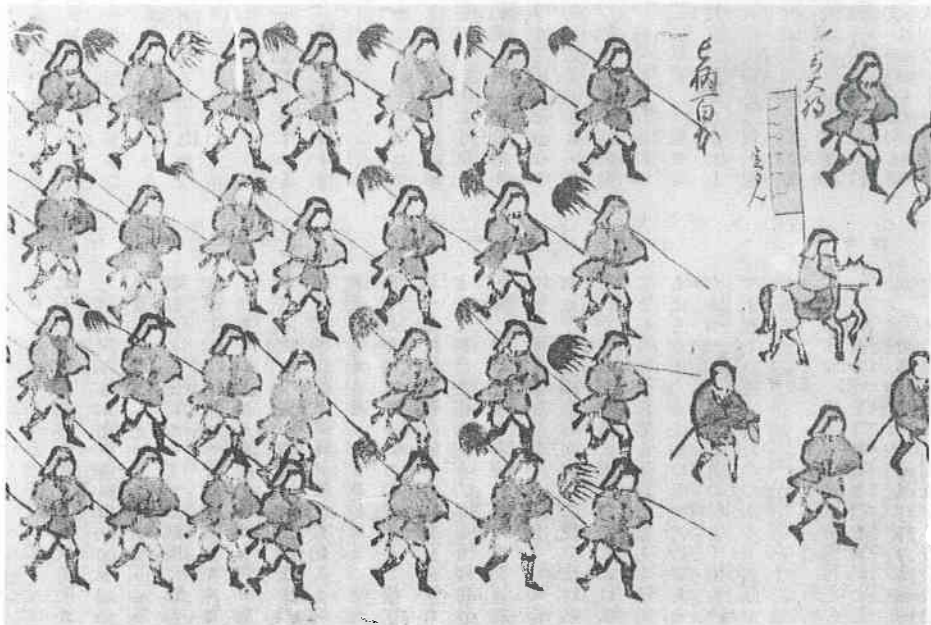


島原へ

島原へ

(萩藩の長柄隊=毛利家文庫『島原陣御備附』から)



目次

公文書館法の成立	2
北海道で全史料協第13回大会	4
広島市公文書館を訪れて	5
〈誌上展示〉まぼろしの幕末山口城	6
〈史料紹介〉幻の貨幣	7
写真メモ・1987年	10

# 公文書館法の成立

梅田 正

「公文書館法」が成立した。昨年暮れの第一一臨時国会において議員立法で法案が提出され、一月一〇日に可決成立、同月十五日に法律百十五号として公布されたものである。施行は公布の日から六月以内に政令で定められる。

待望の、といって過言ではないだろう。昭和三四年四月に全国初の公立文書館として山口県文書館が設置されて以来、歴史研究者や歴史資料の保存に努力している人々の間で文書館設立運動が高まってきた。当館がこの運動に取り組んで来たのは設立当初からである。昭和四〇年に『文書館ニュース』を刊行。以後毎年一回の発行で文書館設立の提言や情報提供を行ってきた。前号で創刊当時の事情を報告している。第一号に「文書館法要項」（私案）を載せている。開館後六年を経過して各地に公立文書館設立の動きが出だした時である。文書館活動のネックになっていたのが文書館設置の根拠法が無いことであった。既存の文化施設としては図書館・博物館がそれぞれ図書館法・博物館法制度の中で整備されている。文書館は古文書・近代文書・記録類などの文字資料の保存活用を図る施設であり、図書資料の収納閲覧を図る図書館、人文・自然の資料を展示することを主目的とする博物館などとはあい入れないものがあり、

これら二法の掲げる内容とは大きくかけ離れている。文書館、特に公立のそれには法の無いことが大きな問題であった。学会議からも昭和四四年「歴史資料保存法の制定について」、同五五年「公文書館法の制定について」が政府に勧告されたが、法制定の具体的な動きにはならなかった。文書館制度は外国では欧米を中心に古くから確立されており、国連のユネスコ加盟国の内、文書館に関する法律を持っていない国は日本だけであった。戦後のわが国の社会は大きく変貌し、古いもの、伝統的なものへの関心が薄れ、古文書・古記録などの歴史資料が散逸することが多くなった。反面戦後の歴史研究の発展は著しいものがあり、研究者の層も厚くなり、史料の保存利用の声が高くなっていた。その中で近代史・現代史の研究史料として行政文書の保存の必要も叫ばれるようになっていた。昭和五一年二月、歴史資料保存利用機関連絡協議会が発足し、文書館設立運動及び文書館法制定運動は、この会を核として全国規模で進められた。同協議会の初代の会長で茨城県歴史館館長を歴任した若上二郎氏が参議院議員に選ばれたことによりこの運動は大きく前進することになった。若上議員の強力な活動で国会や政府に直接働きかけることが出来るようになったのである。政府側との折衝は紆余曲折があったが、若上議員の努力で国会内がまとめられ、議員立法の形で上程され成立したのである。当館が設立されて二十八年目のことである。

この法は、公文書等を歴史資料として保存し利用に供するための公文書館についての規定が定めてあり、法案の提案理由説明によると、その要旨は、①国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な

公文書等の保存・利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有すること②そのための施設を、国又は地方公共団体が設置するものとする  
こと③国は、地方公共団体に対し、設置に必要な資金の融通又はあつせんを努めるものとする」とし、さらに①定義の「公文書等」には、古文書その他私文書が含まれること②既存の施設については、新たに、公文書館として位置付けし直すことを義務付けないこと、などが補足説明されている。

公文書館の設置は、国や地方公共団体の「責務」であるとの規定が最大のポイントである。古文書等の収集保存もさることながら、明治以降の行政文書の保存が大きな問題である。特に市町村の行政文書は、住民の生活に関わりが深く、郷土を理解する資料として重要なものである。しかし、保存期間が過ぎたものは廃棄されることが多い。当館は、昭和四九・五〇年度に「市町村行政文書の保存実態調査」を行い、六万点の非現用文書の存在を確認した。その結果、五〇年に県地方課長・県文書館長の連名で各市町村長あてに行政文書の保存を要望し、さらに、山口県地方史学会も五五年に市町村長あてに要望書を出している。

公文書館法の制定により、全国的に県レベルの公文書館設立に拍車がかかると考えられるが、市町村段階でも同法による施設が増えることを期待したい。「地方の時代」とか「ふるさとの時代」とか叫ばれる現在、この法の制定がふるさと運動を一段と深化させるに違いない。当館も、昭和六四年には開館三〇周年を迎える。この節目の直前に公文書館法が成立したことは大いなる喜びである。今ま

での経験を生かし、次の時代に向かってさらに充実を図っていきたい。

## 公文書館法（昭和六十二年十二月十五日公布）

### （目的）

第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に關し必要な事項を定めることを目的とする。

### （資金の融通等）

第六条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。

### （技術上の指導等）

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く）をいう。

（責務）

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に關し、適切な措置を講ずる責務を有する。

（施行期日）

附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館については、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。

（総理府設置法の一部改正）

三 総理府設置法（昭和二十四年法律第百一十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 公文書館法（昭和六十二年法律第百十七号）の施行に關すること。

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに關する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

第五条 公文書館は、国又は地方公共団体が設置する。

第六条 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に關する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

第七条 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に關する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

第八条 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に關する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

第九条 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に關する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十条 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に關する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に關する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十二条 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に關する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十三条 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に關する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

## 望ましい文書館像を求めて

### 公文書館法成立「前夜」の大会



「いよいよ文書館法が成立しそうですネ」

「それが文書館法ではなくて〈公文書館法〉  
なものですから、とまどわないわけにはい  
けませんヨ」

「公文書以外の民間所在の近世村落史料など  
が対象の範囲外になりますものネ」

「公文書館法では、正面切ってはカバーでき  
ないでしょう」

「しかし、さしづめ自治体として手を付けら  
れるといえば、公文書でよしネ」

「そういう段階的な展望に本当に立てている  
のかどうか。これまで既設の文書館にしても  
どうなるのか。気がかりですヨ」

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（略  
称・全史料協）の第一三回大会（北海道・一  
〇月一日―二日）は、公文書館法の成立（二二  
月国会）を目前にして、緊張と不安、期待と  
思惑を内在、交錯させての大会でした。

冒頭、あいさつに立った秋葉会長（埼玉）

は「これまでの運動が今や（地をゆるがし、  
天を動かし）て…」と劇的なメッセージ。

ついで岩上顧問（参議院・茨城）は「闘っ  
てまいりました。感涙の思いです」「これか  
らは皆さんが大変な荷物を背負うことになり  
ます。（アトなる者こそ先に）」とは神の至言  
です」と、思い入れ深いあいさつ。

そして全体会は「今後の細則ツクリ」「将  
来の改正案ツクリに向けて討議したい」（水  
野司会・東京）という設定のものでした。質  
疑は第二日になって展開しました。

「〈保管文書〉という規定では〈作成文書〉  
が文書館に渡されないのではないか」

「民間所在の史料を度外視している」

「できるだけ多くの意見を聴取せよ」

「法案を〈理解する〉議論か、〈修正する〉  
ための議論か。修正の余地があるのか」

「この法案では、文書館の普及はかえって遅  
れる、と見る。反対である」

「〈公文書等〉という幅のある表現を評価し、  
活かしたい。賛成」

などなど、真摯な質疑、意見、批判、応答の  
展開には、〈法〉希求と〈法〉獲得の「陣痛」  
と、ピューリタニズムを見る思いでした。

（北川）



## 〈他館紹介〉

# 広島市公文書館を訪れて

## — 公文書公開と文書館 —

広島駅から路面電車にゆられ、紙屋町をす

ぎると、左手に市役所本庁舎が見えてきます。

道路をへだてて反対側に、ビルに挟まれて広

島市公文書館があります。

正面入口を入ると展示室が広がり、閲覧室

へと続きます。ここでは公文書公開の窓口業

務も行われています。

情報公開は、近年、各地の自治体で始まり、

既設の文書館に情報公開担当部局を併設した

り、情報公開を契機に、文書館の設立プラン

がもちあがっています。情報公開にさ

いしては、公文書の徹底した管理保存と、公

開に至るまでの文書整

理と目録作成が不可欠

であり、このことから

最近、各自治体は情報

公開と文書館を一連の

ものとして捉える傾向

にあるようです。

広島市では、歴史史

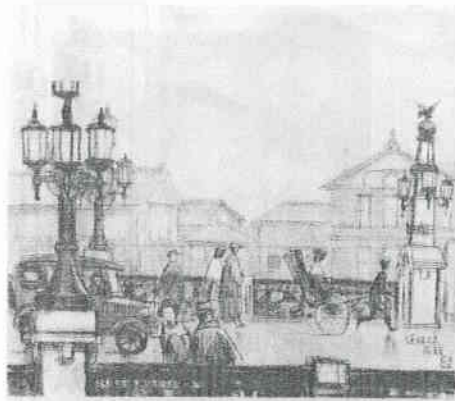
料の保存と活用のため

に文書館が設立され、

さらに公文書の公開制

度も加わり、関連の法

例も整備されました。



広島市公文書館の  
ごあんない

資料の整理と検索のために  
公文書公開制度



このため公文書の管理保存体制が徹底しており、公文書は歴史史料として、また文書公開のために公文書館へ引継がれています。引継がれた文書は、内容の点検や、時には紙のシワ伸しが行われて、薄冊に整えられます。こうした一連の業務には、ベテランの行政マンが携っており、豊かな行政経験に基づき、文書の内容が的確に判断され、整理されます。

集積された文書の山は、当面は公文書公開制度のもとで市民に提供され、数年後には歴史史料へと姿をかえ、市民の文化遺産として公文書館に蓄積され、活用されていくことでしよう。

(吉本)

広島市公文書館は、広島市に合併した多くの町の公文書保存と、市史編纂に伴う収集史料の保存活用を図るため、昭和五二年に設置された。現在、その業務を続けるとともに、昭和六一年に始った公文書公開制度の窓口業務を行っている。

〈誌上展示〉

# まぼろしの幕末山口城



☆「己れを知り、敵を知る」とは、兵法の初訓——。戦争に際して敵方の情報収集にシノギをけすつたのは、今も昔も。

慶応二年（一八六六）長州征伐に臨んで幕府方は長州藩の本営、山口に探索の手を伸ば



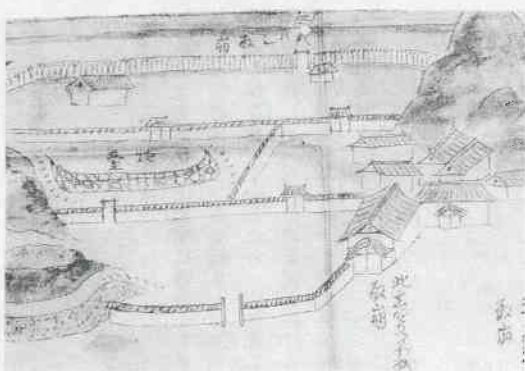
しました。

しかし、地理不案内の俄かスパイ。誤聞に誤報。緊張と不安で誇大妄想がなかったわけではありません。

かくて荒唐無稽なマボロシの山口城の絵図が画き送られたこととなります。

☆今回は、幕府方の諜報員が報じたと見られる幕末山口城の絵図をお目にかけます。

写真①は「防州山口要害之図」（部分）。「山口関門之図」および③と類似の「山口城之



図」などの合綴。

写真②は、名古屋市の三島氏寄贈の「防州山口新築城」図（部分）。佐賀藩の蘭学者今泉家にも同様のものが残っている。

写真③は、松山藩の軍学者野沢才次郎が密偵を派遣し辛うじて図面を得て自写した、と伝えるもの（部分）。

かなり各地に類似の図が出廻っていたことが、うかがえます。

（昭和六二年六月小展示から・担当北川）

〈史料紹介〉

# 幻の貨幣 — 1銭5銭10銭 —

昭和20年の

## 『陶貨造幣計画一件綴』



京都工場三百万枚（一銭及び十銭）、瀬戸工場二百万枚（二銭及び五銭）、有田工場百万枚（一銭）——これは、昭和二十年度における陶貨製造の日産目標枚数です。

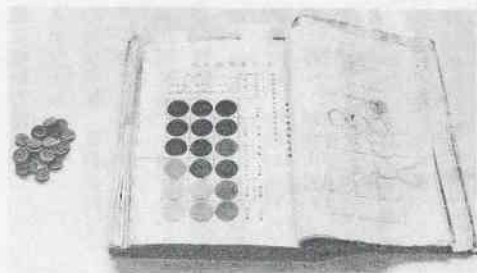
昭和十九年から二十年の戦争末期になると、海外からの資源の道をたれた日本は、軍需品の製造のための金属類が極端に不足していました。そのため、お寺の鐘や銅像・刀剣類などあらゆる金属類の徴達をしました。金属貨幣についても、「本年度製造中、錫貨ハ戦局ノ要請ニヨリ本年（昭和二十年）二月ヨリ至急製造ヲ中止アリタキ旨申入レアリタルヲ以テ錫貨ハ其ノ地金ヲ既ニ貨幣素材タル合金トナシタルモノノミヲ貨幣トシ其ノ他ノ餘カハ之ヲ軍需品ノ製造」に充当することになりました。

そこで、この金属貨幣にかわる貨幣の開発が急務となり検討がなされました。その結果、(1)原料の土および原料となる石が多量に産出すること、(2)適正な焼成のための石炭の消費量が少ないこと、(3)陶貨幣の色が均一に得られる技術を有すること、(4)着色材が豊富に手に入ること、などの諸条件から、京都、瀬戸及び有田の民間業者に委託して陶貨を製造することになりました。

しかし、終戦によりこの陶貨幣も世に出まわることなく廃棄されました。“幻の陶貨”といわれるゆえんです。

この一件綴は、陶貨幣の製造にふみきるまでの過程や委員会の協議内容、試作の様子、工場の施設概要等を知らうえて、大変興味ある資料です。

（後藤）



## 閲覧室にて

\*\*\* \*\*

今年も、各地から多くの方々が、種々の調査のために来館されました。

閲覧室において、資料を捜し出すお手伝いや、文書を書庫から運び出してくる仕事をしています、文書館が架蔵している文書記録類が、様々な分野で活用されていることを実感させられます。

何人かの方々に、調査研究の合い間を見計らって、チョットお話をうかがってみました。



古地図の秋穂道、歩いてみました 山口芸術短大 吉谷由佳子さん外  
上村朋子  
安野美由紀

「あいおみちって、ステキな響きでしょ。車のための道路じゃなくって、人間の歩く道って感じで……」「昔、山口からあちこちに通じる道が何本かあって……秋穂道とか、肥中道とか……」「歩いてみようってことになって、江戸時代の『地下上申絵図』ってあるでしょ、あれで下調べしたんです」「六班に分かれて、……スッゴイ山道もあつたし、……虫いたし、……暑かったァー」「エエ、学校の文化祭で発表したんですケド……」



古記録は植物方言名の  
タイムカプセル

小川中学校 見明長門さん

「江戸時代の『浜崎産物名寄帳』や『長門国産物』を調べているんですが、植物は実に様々な名前と呼ばれていましたネ」「萩市の見島や六島では、今なお使われているものが多く、植物方言の宝庫です」「山口県にもオオカミやコウノトリもいたんですヨ」「稲の品種の多さにも驚かされますし、本当に沢山の農作物がありましたネ」「何でも食べていて、昔の人の味覚は豊かだったようですヨ」

長崎浦上村からのキリシタン

山口大学生 浜本文美代さん

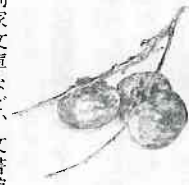
「卒論のために通いました」「この『異宗徒御預一件』によりまずと、明治元年から二回にわたって、四〇二人のキリシタンが山口藩にお預けされています」「抑留中の取り扱いですか……薩摩藩は良くて長州藩は悪かった、と語り伝えられています」「一回目の三〇〇人のうち、亡くなった人が三三人も確認できますし……」「明治六年のキリスト教解禁の高札で、全員の帰村が許されますが、信仰を守り切った人々の解放時の喜びが想像できます」



## ワンダー文書館

\* \* \* \* \*

「知られていない」文書館、「不思議な」文書館という声におこたえしての欄がこのコーナーです。「ワンタフル」文書館になっていきたいものです。



かきしぶ  
柿洪と楮紙

毛利家文庫など、文書館が架蔵する和綴本の表紙が、茶色の格子柄や縞模様になっていることに気付かれた方はありませんか。不規則なガラと、不思議なイロですが、あれが柿洪を塗った楮紙です。

今も文書館では、傷んだ古文書を保護するために、楮紙に楡目の刷毛で柿洪を塗り、表紙カバーとして掛けています。塗った柿洪は乾くまでクサイため、ときどき変なニオイを出してしまうのです。

江戸時代において、洪紙は一般的でしたが、明治時代以降も毛利家編纂所がこの方式を踏襲したことから、今日に伝わっています。かつて楮紙の特産地として名高かった山口県にあさわしい伝統でしょうか。

柿洪は、毎年、阿武郡の倉増清さんに注文して作ってもらいます。真夏、小粒の青い山柿を採って、白で潰して搾汁を取るのだそうです。「貧乏柿」と呼ぶ、あの種の多い、とても食べられないシロモノの洪柿です。

一〜二ヵ月もすると発酵して臭くなりますが、さらに冷暗所に置いて一〜二ヵ年くらい熟成させ、その上澄液を取り出して、刷毛で楮紙に塗り付けます。初めは薄い茶色をしています。年月とともに

に濃くなってきます。

柿洪は安価なため、昔から紙や布、糸、皮、木材などを補強し、防腐、防水の役目を果たす塗料として活用され、麻製の魚網や蚕座の染色、あるいは綿布や麻布の洪染め、漆器の下塗りなど、多様な使われ方をしていました。

特に洪紙は軽くて強いため、紙衣や紙布のほか、染め物の型紙や、筆や鞍などの材料としても使われました。

また、長州藩の独自の政策として有名な戸籍帳の編成にあたって、その帳簿を洪引きの台紙で仕立てるように指示が出ています。

文書館には、郡奉行所から都濃郡の村々の庄屋に対して示された文政九年（一八二六）の戸籍帳雛形（見本）が伝えられており、そこには次のような仕立方が記されています。

一、帳面仕立、洪引の台紙一丁の片ひらへ半紙切合をはり掛、片ひら一面一軒分、宛置候事

長期間の使用に耐えるよう、丈夫さを考えての指示かと思えます。



柿洪を塗った表紙  
(右端は戸籍帳の雛形)



柿洪を入れた一升ビン

(戸島)

写真メモ・1987年

\*\*\*\*\*



### 東大史料編纂所から中世文書の調査

三浦家文書と山内家文書は、当館が架蔵する中世文書群の双壁です。

東大史料編纂所は、そのどちらをも戦前に活字化し、『大日本古文書』の中に収録していますが、今回は、継目裏花押や紙質に注目しての再調査・部分撮影でした。

### パークロードの造園工事が進捗

北側のプレハブ庁舎が取り潰され、跡地は公園になって、明るくなりました。

図書館・文書館・視聴覚センターが同居する館舎は、一九七五年の建築業協会賞に輝いた重厚な作品です。周辺の環境整美が進み、新緑に映える日も近いことでしょう。



### 国立史料館の菊屋家文書調査に協力

「菊屋」は長州藩を代表した萩の豪商。

そこに残された古文書を国立史料館が現地調査。東京からの3人に、萩市郷土博物館の2人、山口県文書館の2人が加わりました。残存する文書の原秩序を崩さないように留意しての第一次所在確認調査でした。

## 生涯学習として古文書講座が盛況

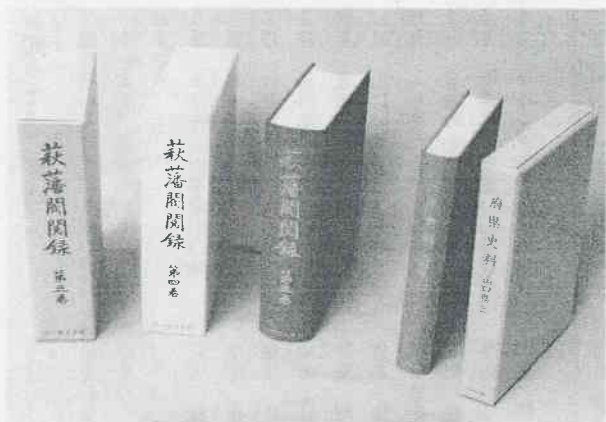
今年度、当館が主催する古文書読解講座は熊毛町で6回開催。また、生涯教育センターが主催する県立大学講座のそれも、「入門」と「専修」の2コースで受講者一二〇人、延べ10人の館員が講師として従事。



## 史料集と目録の出版

今年度も、既に『萩藩閩閩録』の第3・4巻と『府県史料山口県』の第2巻を刊行。『諸文庫仮目録Ⅲ』と『研究紀要15』を発行します。

『仮目録』は、この5年間ほど続いているシリーズで、特に広く活用されています。



## 阿東町から古文書相談に

暖冬に恵まれた2月、阿東町の旧家からの古文書相談が文書館OBの石川卓美さんへ。戦前の県史編纂所時代からの「因縁」だそうで、市原家文書などが当館に架蔵されているのも、そのためです。この日もペダルを踏んで駆けつけた石川さんは、元氣です。



〔表紙説明〕

「島原陣御備附」(中上下3冊)は、寛永十四年(一六三七)、萩藩主毛利秀就が「島原の乱」鎮庄へ派遣した兵員の部隊編成を描いた折本の絵図です。

鉄砲や弓や槍をかついだ歩兵などが、一人びとり丹念に押印され、鮮やかに彩色され、延々と続きます。

その隊列の華麗さとは裏腹に、萩藩でも、「島原の乱」の前後、領内のキリシタン弾圧を徹底しており、とりわけ、寛永十年には、阿武・吉敷・大津郡などで、苛酷な火刑を行なっています。

また、寛永十九年には、農民のいなくなつた天草と島原の土地に、防長両国から農家三〇戸・男女二七八人を移住させています。「島原の乱」は、単に九州だけの問題ではなかつたのです。

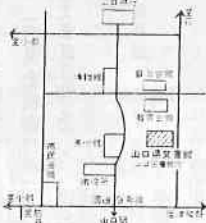


お知らせ・ご案内

▽閲覧室の入口で、月間の史料小展示を行なっています。最近のテーマと担当者は次のとおりです。

- |     |              |      |
|-----|--------------|------|
| 6月  | まぼろしの幕末山口城   | 北川 健 |
| 7月  | 幕末の長州軍艦      | 梅田 正 |
| 8月  | 村上水軍と長州水軍    | 梅田 正 |
| 9月  | 長州藩の学校       | 後藤忠盛 |
| 10月 | 北海道への移民      | 戸島 昭 |
| 11月 | 山口の漆芸        | 吉本一雄 |
| 12月 | 「社坊」と神仏習合    | 平瀬直樹 |
| 1月  | 老境の心とその書簡    | 北川 健 |
| 2月  | 明倫館の学頭「山県周南」 | 後藤忠盛 |
| 3月  | オランダ沈没船の引揚げ  | 戸島 昭 |

〈利用案内〉



開館時間 平日 9:00~17:00  
土曜日 9:00~12:00  
休館日 日曜日、祝日、月末整理日、  
年始年末、春秋文書整理週間

編集後記

▽公文書館法が成立した。  
▽願みれば「モンジョカン」なるものが全国に当館ただ一つ、孤立無縁であった二三年前、「文書館設立促進ニュース」として企画された本誌も数えて二二号。全史料協の「会報」などの充実で、ようやく山口県文書館自身をPRできるようになっていた。  
▽聞くところによると、公文書館法は、参議院からの議員立法の第一号であったという。参議院では、特に若上二郎議員(自)と吉川春子議員(共)の、それぞれ熱心な活動があつての、超党派的な全党賛成法案であつたこと。これからの文書館活動にとつて強力な「後盾」となろう。

▽本誌も、読まれる広報誌として、より一層の工夫と内容充実が求められている。

文書館ニュース 第二号

昭和六三年三月一〇日発行  
山口県文書館 電話〇八三九〇二二一六  
千七五三 山口市後河原松柄一五〇一